

# 市・県民税、軽自動車税の主な改正

来年度からの個人市民税・県民税、軽自動車税(種別割)の主な改正について紹介します。

☎市民税課(☎504-2263、☎504-2129)

## ■個人市・県民税

### ●住宅ローン控除の特例措置の延長

住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例措置について延長し、一定の期間※に契約をした場合、令和4年12月31日までに入居した人も対象になります。また、この延長した

部分に限り、前年の合計所得金額が1000万円以下の人の面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象になります。

※新築(注文住宅):令和2年10月1日~令和3年9月30日  
分譲住宅・中古住宅:令和2年12月1日~令和3年11月30日

## ■軽自動車税(種別割)

### 【グリーン化特例(軽課税率)の延長】

三輪以上の軽自動車(新車に限る)に対する種別割のグリーン化特例(軽課税率)の適用期限を、対象車や基準を見直した上で2年延長し、令和3年4月1日~令和5年3月31日に新規取得したのも対象になります。

### 【来年度の税率】

●原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪などの変更はありません

●三輪、四輪以上の軽自動車の税率は下表のとおり

●来年度に税率が変わる車両は次のとおり

①今年度[標準税率(旧税率)★2]であった車両のうち、最初の検査\*1が平成20年4月~平成21年3月の車両\*2は、来年度は[重課税率★1]

②今年度[軽課税率★4]であった車両は、来年度は[標準税率(新税率)★3]

- 【重課税率】最初の検査\*1が平成21年3月以前の車両\*2(最初の検査\*1から13年を経過した車両) ★1
- 【標準税率(旧)】最初の検査\*1が平成27年3月以前の車両(重課税率の車両を除く) ★2
- 【標準税率(新)】最初の検査\*1が平成27年4月以後の車両(軽課税率の車両を除く) ★3
- 【軽課税率】最初の検査\*1が令和3年4月から令和4年3月までの一定の環境性能を有する車両 ★4

種別	税率(年税額)(単位:円)						
	重課税率 ★1	標準税率(旧) ★2	標準税率(新) ★3	軽課税率 ★4			
				ガソリン車・ハイブリッド車*3 令和12年度燃費基準70%達成車 かつ 令和2年度燃費基準達成車	令和12年度燃費基準90%達成車 かつ 令和2年度燃費基準達成車	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス基準10%低減達成車または平成30年排出ガス基準達成車)	
三輪	4,600	3,100	3,900	3,000*4	2,000*4	1,000	
四輪以上	乗用 営業用	8,200	5,500	6,900	5,200	3,500	1,800
	乗用 自家用	12,900	7,200	10,800	— *5	— *5	2,700
	貨物 営業用	4,500	3,000	3,800	— *5	— *5	1,000
	貨物 自家用	6,000	4,000	5,000	— *5	— *5	1,300

※1 最初の検査とは、車両番号の指定を初めて受けた検査であり、その年月は自動車検査証の「初度検査年月」欄に記載 ※2 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車は除く ※3 平成17年排出ガス基準75%低減達成車か平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る ※4 乗用営業用のみ対象 ※5 グリーン化特例(軽課税率)の対象外のため、標準税率(新税率)による額となる

# 11/14(日)は県知事選挙・県議会議員補欠選挙(安佐南区選挙区)の投票日です

## ●投票できる人

【県知事選挙】平成15年11月15日までに生まれた人で、今年10月27日現在、市内に住所があり、引き続き3カ月以上住んでいる日本国民(7月27日までに住民基本台帳に登録された人)

## 【県議補欠選挙(安佐南区選挙区)】

平成15年11月15日までに生まれた人で、今年11月4日現在、安佐南区内に住所があり、引き続き3カ月以上住んでいる日本国民(8月4日までに住民基本台帳に登録された人)

## ●転入・転出した人はご注意ください

住所を異動した人は、投票できる選挙や場所が異なる場合があります。詳しくは、お住まいの区の選挙管理委員会へお問い合わせください。

## ●投票時間は午前7時~午後8時

ただし、南区の似島集会所は午前6時~午後6時です。南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時~午後6時です。

## ●「選挙のお知らせ」は世帯ごとにとめて封書で届きます

投票できる人には、「選挙のお知らせ」を世帯ごとの封書で郵送します。封筒の中には1人1枚ずつ「選挙のお知らせ」が入っています。投票場所などを確認し、自分の「選挙のお知らせ」を持って投票に行きましょう(なくした場合でも投票できます。投票所職員にお申し出ください)。届かない場合は、お住まいの区の選挙管理委員会へご連絡ください。

※「選挙のお知らせ」裏面は、期日前投票用の案内と宣誓書です。期日前

投票をする場合にのみ、記入してお持ちください

## ●期日前投票のご利用を

投票日に仕事やレジャーなどで、投票に行けない人は、期日前に投票ができます。投票できる場所は、住所地(選挙人名簿登録地)の区役所、区内の出張所(似島出張所は除く)です。連絡所ではできません。

【日時】10月29日(金)(県議補欠選挙は11月6日(土)~11月13日(土)の午前8時半~午後8時(土・日・祝も投票できます)

※広島駅南口地下広場でも、11月11日(木)~13日(土)の午前10時~午後8時に、期日前投票ができます

## ●点字投票や代筆による投票も

視覚に障害がある人は点字投票ができます。病气やけがなどのため自分で記入できない人は、職員が代筆する代理投票ができます。投票所職員にお申し出ください。

## ●不在者投票のご利用も

出張や旅行などで期日前投票にも行けない人は、滞在先の市区町村選挙管理委員会に投票ができます。

新型コロナウイルス感染症により宿泊施設や自宅で療養している人で、一定の要件に該当する人は在宅などで投票ができます。

※あらかじめ手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください

## ●選挙公報を配布します

選挙公報を、朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込む予定です。区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどでも、届き次第配布します。

☎市選挙管理委員会(☎504-2513、☎504-2519)、区選挙管理委員会(ファクスは4番左)

区	電話番号	区	電話番号
中	504-2544	安佐南	831-4927
東	568-7703	安佐北	819-3959
南	250-8934	安芸	821-4903
西	532-0925	佐伯	943-9753

## 感染症対策

■各自で持参された筆記用具で投票ができます(投票所でも筆記用具を用意しています) ■過去の選挙における期日前・当日の投票状況をホームページに掲載しますので、混雑回避の参考としてください

# 新型コロナウイルスワクチン

一部の集団接種会場において、接種日の追加や接種予約の受け付けを再開・延長しています。詳しくは、市ホームページへ。

市HP ページ番号 217375

ファイザー社製ワクチンを一定数確保できるめどがたったことから、11月末までに全ての接種希望者が2回の接種を受けることができるよう、一部の集団接種会場において、下表のとおり、接種予約の受け付けを再開・延長しています。

## 【予約方法】

予約コールセンター(☎050-3644-7513)か予約ホームページで

会場名(所在地)	主な接種日	設置予定期間
市総合福祉センター(南区松原町5-1 BIG FRONT ひろしま5階)	月・火・土・日	11月30日(火)まで ※11月20日(土)以降は2回目接種のみ
アクロスプラザ高陽(安佐北区深川五丁目30-38 2階)	金・土・日	11月28日(日)まで ※11月12日(金)以降は2回目接種のみ

☎広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎513-2847)

市は「200万人広島都市圏構想」の実現に向け、近隣24市町と連携・交流を進めています。

広島広域都市圏サイト 検索

ひろしま都市犬はっしー



わがまはっしー トリビチア

広島広域都市圏はっしー漫遊記 101

## 周防大島町 「アサギマダラが飛び交う磯兼屋敷跡」



周防大島の南東部に位置する白木半島。小高い丘の上からは瀬戸内海が一望できます。江戸時代には萩藩の御船手組(水軍)として仕えた磯兼氏が屋敷を構えた所で、今もその遺構が残されています。近年は地元有志によって史跡として整備され、さらに周辺にフジバカマが植えられ、「旅する蝶」として知られるアサギマダラの飛来地にもなりました。今秋も、訪れた多くの人を楽しませてくれました。

【トリビア…雑学的な事柄や豆知識\*2】

私たちが紹介します!



周防大島町PRサポーター みかキョ(右)・みかトト(左)